

南和広域医療企業団
令和7年10月総務委員会

開 催 日

令和7年10月31日

南和広域医療企業団議会 令和7年10月総務委員会

目 次

○出席議員.....	1
○欠席議員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	1
○開会宣言.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○委員会出席要請確認.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託案件について	
(1) 認第1号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計決算 について.....	4
(2) 議第5号 令和7年度南和広域医療企業団病院事業会計補正 予算(第1号)について.....	13
(3) 議第6号 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部を改正する条例について.....	14
(4) 議第7号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について.....	15
(5) 報第1号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計資金 不足比率の報告について.....	17
○2. 報告事項	
(1) オンライン診療を希望されるすべてのへき地診療所に.....	18
(2) シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について.....	19
(3) 企業団寄附制度の創設について.....	20
(4) 電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスについて.....	20
(5) 自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞について.....	21

○ 3. その他.....	27
○閉会中の継続審査事項申出.....	29
○閉会宣言.....	30
○署名委員.....	31

南和広域医療企業団議会 令和7年第2回総務委員会会議録

令和7年10月31日(金) 午後2時15分開会

午後3時19分閉会

出席議員(12名)

委員長	銭谷春樹	副委員長	池田加代子
委員	浦西敦史	委員	藤富美恵子
委員	山本義史	委員	脇坂博
委員	別所誠司	委員	千葉浩一
委員	辻之内勇	委員	金山進英
委員	松本博行	委員	丸井雅弘

欠席議員(1名)

委員 榎北資郎

傍聴者(4名)

説明のため出席した者の職氏名

(南和広域医療企業団)

企業長	森川東	副企業長	河井美樹
代表監査委員	高野馨	南奈良総合医療センター院長	小嶋康宣
事務局次長(総務)	安満英之	事務局次長(経営)	中西清貴
事務局次長(医事)	大谷保	人事課長	北原敬朗
財務課長	高橋修一	施設用度課長	中西一郎

(吉野病院)

事務長 田中秀和

(五條病院)

事務長 鷹野覚

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡	眞	啓	書	記	安	満	英	之		
書	記	梅	田	順	子	書	記	津々	路	淳	詞

開会 午後2時15分

◎開会宣言

○銭谷委員長

ただいまから、総務委員会を開会します。

本日の出席委員は12名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第15の規定により公開としていますので、傍聴を許可することをご了承願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は、全て着座のまま行っていただきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

山本委員、脇坂委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、説明のため当委員会に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を

行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、「1. 付託議案について」、「2. 報告事項について」、「3. その他」の順に理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 認第1号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について

○ 銭谷委員長

はじめに、「1. 付託議案について」審議を進めます。

認第1号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

○ 河井副企業長

失礼いたします。認第1号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、オレンジ色の冊子、令和7年第2回定例会議、議案説明資料1ページ、議案資料1をお願いいたします。ご説明させていただきます。

一番上の枠の内容になりますが、前年に比べ経常利益は減少いたしました。6年連続の黒字決算となり、繰越利益剰余金は16億7,700万円に増加となりました。収支悪化は専ら外的要因によるものであり、その影響額を試算すると、収入は対前年度比で令和6年診療報酬改定によりプラス7,400万円。一方、費用は令和5年人勸改定を1年遅れにしてマイナス5,100万円。また、令和6年物価変動率でマイナス1億3,100万円。差引合計でマイナス1億800万円の影響があるなか、企業団では1,800万円の減収にとどめております。

その下の表で令和6年度、令和5年度の比較表となります。表の下側、茶色の項目のところになりますが、令和6年度の純利益は1,500万円の黒字決算となりました。

内容としましては、「医業収益」の下、「入院収益」の主な要因としまして、患者数の増、手術収入の増と記載しておりますが、企業団においては、入院収益の確実な確保のために、救急の適切な応需等による病床稼働率の向上、各病院ごとに入退院調整に習熟した担当者を配置し、在院期間の短縮・最適化を図ることで入院単価の向上を重点的に取り組

むことにより、前年比は3億5,000万円の増額となっております。

その下、「外来収益」の主な要因としましては、患者数は前年より1.7%増加、コロナワクチン接種の減、5,300万円の減、前年比はマイナス1,700万円の減額となっております。

その下、「その他の医業収益」の主な要因は、コロナ関連補助金の減、1億500万円等で、前年比は1億3,500万円の減額となっております。一方、医業費用につきましては、給与費の増、1億1,900万円、光熱費の増、1,500万円、委託料の増、2,600万円、修繕費の増、2,800万円等で、前年比は2億900万円の増額となっております。表の一番上、薄い茶色の項目になりますが、医業収支の令和6年度はマイナス1,500万円、前年比はマイナス1,100万円の減額となりました。この内容を含め、その下のグラフですが、令和元年からの推移グラフ、「経常収支比率の推移」、いわゆる年度ごとの収支状況、「医業収支比率の推移」、「繰越剰余金の推移」を記載させていただいております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

病院別の決算の概要についてです。左上の病床は、病院別の運用病床数を記載しております。その右は医業収支の構成割合となり、南奈良医療センターが81.7%、吉野病院が9.5%、五條病院が8.9%となっております。右側の「医業収支比率の推移」グラフ中の令和6年度においては、3病院とも収支比率がほぼ100%となっております。

3ページをお願いします。

3ページは、南奈良総合医療センターと全国の同等の不採算地区中核病院と比較した分析表となります。総務省が公表している最新の集計値が令和5年度地方公営企業年鑑の数値となります。22病院の中で病床数においては14番目となっておりますが、右上の病床稼働率が最上位であることより、左下の医業収益についても非常に高い水準となり、構成団体からの繰入金は低位な状況となっております。

4ページをお願いします。

南奈良総合医療センターのDPC機能評価係数Ⅱについてですが、これは国が定めた経営効率や地域医療の貢献等を評価する指標であり、資料中の①から④の項目を数値化したもので、厚生労働省が公表している他病院との比較数字となります。赤字で記載していますよう、県内類似20病院中では第1位、全国1,501病院中48位となっております。経営効率も含め、地域住民に対して適切な医療提供を継続して行っている指標となります。

5 ページをお願いします。

左から南奈良、吉野、五條の3病院の入院に関する診療指標をグラフで表しています。病床稼働率、入院患者数は3病院とも増加し、入院単価についても高い水準を維持しております。

6 ページをお願いします。

先ほどと同じく、外来に関する診療指標をグラフで表しています。中段のグラフ、初診算定患者数については、いずれもコロナ発熱患者の減少に伴い減少しています。

7 ページをお願いします。

3病院の医業収益に対する費用の割合について表しています。職員給与、材料費、経費のいずれも対前年度の割合はほぼ横ばいですが、「材料費対医業収益」の南奈良総合医療センターでは記載のとおり、難病・化学療法患者の増加に伴う注射薬品等による増加により高い率となっております。

8 ページをお願いします。

その他の指標ですが、「訪問診療件数」「訪問看護件数」「在宅看取り人数」を記載しております。なお、訪問看護ステーションにつきましては、令和6年度から吉野病院を南奈良のサテライト訪問看護ステーションとしての位置づけとしたことにより、南奈良の訪問看護ステーションの実績が大きく件数を増やしております。

9 ページをお願いします。

9 ページは、救急車搬送や手術件数、透析、内視鏡、化学療法の推移を表しています。右下の外来化学療法の件数は過去最大の1,419件となりました。

10 ページをお願いします。

これは令和7年度の診療状況についてです。今年度の4月から8月までの入院診療状況について、上から南奈良、吉野、五條を表しています。それぞれ左から、1日あたりの入院患者数、診療単価、入院患者の地域割合、地域別患者の状況を表しています。左端の入院患者数につきましては、南奈良と吉野病院が前年度と同等程度、五條病院では前年度を上回る状況にあり、高い水準で推移しております。

次に、南奈良の診療単価に関しては、前年度を上回り、かつコロナ前の水準を上回っております。

また、地域別患者数は、多くの南和地域の方が入院されています。それぞれの市町村別患者数については、右側グラフに記載しております。

続きまして、11ページをお願いします。

11ページは、先ほどと同じく今年度の4月から8月までの外来診療状況について、概要を掲載しております。まず、左端の患者数に関して、南奈良は今年度も高い水準で推移しています。また、診療単価については、南奈良では開院当初からの右肩上がりの傾向を示しており、過去最高の単価を示しています。地域別患者数は、南和地域からの来院が82%から95%となっております。

なお、それぞれの市町村別患者数については、右側グラフに記載しております。

次に、12ページをお願いします。

このページでは、救急外来の状況について整理しております。まず、左下の「救急外来の状況」では、救急車、ドクターヘリなど、救急外来への来院方法別に人数をまとめております。令和7年4月から8月までの5か月間の実績として、5,343件の受け入れを行い、対前年で救急車では11件減少しましたが、ドクターヘリは19件増となっております。また、このうち全体の約8割を占める、4,156人の患者さんが南和地域の住民の方々となっております。さらに、赤丸で囲っている朱書き数字のとおり、この期間でのドクターヘリの搬送件数は43件、南和の各市町村別の内訳は、赤矢印の先にある表のとおりとなっております。

次に、右肩の横棒グラフに関してですが、救急車で来られた患者さんとウォークインの患者さんのうち、南和地域の住民の方々の割合をそれぞれ示しております。救急車は70.5%、ウォークインは82.2%が南和地域の住民の方々となっております。

なお、右下の「ドクターヘリ出動・搬送状況表」ですが、朱書きで示していますとおり、当該期間にドクターヘリにて搬送された件数175件のうち62件、35.4%が南奈良へ搬送されており、前年対比で6.3%の増加となっております。

13ページをお願いします。

救急応需状況について説明させていただきます。南和地域管内の救急搬送件数は、4月からの5か月間で2,103件でございました。このうち南奈良総合医療センターに要請がありましたのは1,634件で、実際に南奈良で受け入れさせていただいた患者数が1,515件となっております。その応需率は92.7%となっております。南和地域管内からの救急搬送を受け入れているその他の医療機関としては、その表の右側となりますが、奈良医大等計387件で、その主な要因は3次救急対象等となっております。

なお、ページ左下に応需率の推移と一日あたりの搬送件数の推移を掲載しております。

また、右下に参考として令和5年度までの県内5医療圏域別の応需率の推移を記載しており、一番右の水色が南和圏域であり、高い応需率となっております。

○森川企業長

委員長。

○銭谷委員長

森川企業長。

○森川企業長

ただいま、令和6年度の決算概要について説明をさせていただきましたが、私のほうから若干補足させていただきたいと思っております。ただいまの議案説明資料のちょっとお戻りをいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページの上の二つ目の丸、収支悪化は専ら外的要因によるものということで、その下に点線で囲った数字がございます。これについてでございます。皆様ご案内のとおり、今、病院の経営環境は極めて厳しい状況になっており、10月に入って総務省が発表した全国の公立病院の令和6年度決算見込みでは8割以上の病院が赤字となっており、特に南奈良のように不採算地区中核病院については、9割以上の病院が赤字に陥っているという状況でございます。その共通する要因は明確で、現在の著しい人件費や物価の伸びに対し、収入が追いついていないということでございます。ほかの事業であれば費用の増加を価格に転嫁してバランスを取るということになりませんが、医療は主たる収入である診療報酬が公定価格のため、収入と費用の差を医療機関が被らないといけないということになるため、医療機関、特に病院が疲弊しているというのが現状でございます。

企業団においても事情は同じでございますが、それを数字で示したものが点線の中の試算でございます。収益は令和6年度に2年に一回の診療報酬改定がありましたが、従来から国、財務省は、改定率を高齢化による増加分のみとするという方針で、人件費や物価の上昇、あるいは医療の技術革新によるコスト増は反映されず、改定率は0.88%という低水準であったため、これによる増収は7,400万円にとどまるという試算になっております。

一方で、費用のほうの影響は、人件費が5,100万円の増加、諸物価が1億3,100万円の増加で、あわせて1億8,000万円以上の増加となるため、差引き1億800万円収支が悪化するものと試算され、前年度の決算の黒字額は下のほうの表、その一番下に当年度純利益欄がございますが、そちらのほうの令和5年の数字を見ていただきますと、

黒字は前年度僅か3, 300万円ということでしたので、ただいまの試算のとおり外的要因で1億以上悪化するということで、令和6年度も大幅な赤字になるということが想定されたところでございます。

ただ、実績につきましては、こういった試算に対し、実際の決算額は赤字ではなく、1,500万円の黒字ということで、先ほど河井のほうからご紹介しましたような経営改善の取り組みが一定成果を上げたものと評価しておるところでございます。

以上、補足の説明をさせていただきました。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

認第1号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

○銭谷委員長

千葉委員。

○千葉委員

はい。この決算を見せていただいて感じたんだけど、昨日の朝のニュース、皆さんご覧になったかなと思うんだけど、国立病院は、皆、破綻するんじゃないかというようなニュースが昨日の朝、放送されておったので、そのことから思ったら、まだこのほうが多少はまだ見込みがあるのかなと。それと、この地域はどうしても山間へき地が多いところで、救急搬送でヘリで搬送してもらおうというのが多いんですね。そうしたところ、ほかの地域ではヘリの整備士さんが不足しているためというのがまず大きな要因として挙げられていました。私、過日に質問させていただいたときに、夜間でも飛ばせないのか、また、あるいは、日のある間は飛ばしてほしいとかいろんなことを申し上げたときに、パイロットと医師と看護師と、これを個々に確保することが大変厳しいということも伺いました。実際、その状況も分かるんだけど、今現在の状況で、これを南奈良総合医療センターとして、今の状況下で果たしてこれをこのまま人口減少も含めて運営していくという将来的な見通しは、どのように考えておられるのか。ちょっとそこだけ聞きたいと思います。

○銭谷委員長

森川企業長。

○森川企業長

今、お尋ねいただいた件の中で、長期的にこの病院の経営を持続するためにはどうい

ふうに対処していくのかという話と、あとドクターヘリの運航についてのご懸念の2点があったと思います。

まず、ドクターヘリの関係について申し上げますと、ドクターヘリの運航の主体はこの企業団ではなく奈良県になりますので、そちらから聞き及んでおる情報ということになりますが、おっしゃっていただいたようなドクターヘリを飛ばすにあたって、スタッフの不足が運航会社のほうで生じておりまして、実際、奈良県においても、この夏にしばらく運航できない、代わりを他府県から応援で対応するということをせざるを得なかったという、これはドクヘリの運航業者の人材不足ということで、そのような事態が発生いたしました。その後もそれが継続しておるような状況でございますが、ただ実際それで影響が出たのかというと、応援がきちんと対応できて、実際、実害は出ていないという状況でございます。それは奈良県のほうから運航会社のほうに、きちんとスタッフを確保して運航を継続できるようにと強く申し入れしておりまして、今のところ将来的に運航が困難になるということはないという見通しをいただいております。

将来的な経営の持続可能性といったときに、ドクヘリの影響というのもございますが、やはり一番懸念するのは先ほども申し上げましたように、先生のほうから国立病院の状況をご紹介いただきましたが、非常に病院経営を巡る環境は厳しいと。特に、診療所よりも病院。病院の中でも規模の大きいところほど経営状況が厳しいというところがございます。国立病院のような高度な機能を担っておるところについては極めて厳しい、赤字が非常に大きいという状況でございますが、私どもも当然そういう経営の厳しい環境というのは同じでございますが、ただ私どもは先ほどから指標で紹介させていただいていますが、病床の稼働率もほかの病院に比べてはかなり高い率で推移することができまして、おかげで収入がそれなりに確保できているなかで、黒字を確保できていると。それはやはり地域の医療ニーズに的確に対応できていると。ドクヘリの運航によって救急の受け入れのほうも着実に、応需率についても90%以上ということで、要請のほとんどをしっかりと受け入れられているというようなことであるとか、あるいは企業団の特徴として、南奈良だけではなく、五條、吉野の3病院を連携して運用することによって、早期に退院いただいて、吉野、五條のほうに転院いただくというような形で、在院日数を適切にコントロールすることによって、単価のほうについても高い水準を確保するというような、いろんな取り組みをした結果がこの黒字であり、またそういう病院の特徴をいかした、今後ともそういう経営改善をする余地がありますので、他院の経営は厳しいなかでも、企業団のほうは一定

良好な経営をして参りたいし、またそれが可能であると考えておるところでございます。

○銭谷委員長

千葉委員。

○千葉委員

ありがとうございました。やっぱりそうやって考えてもらおうと、この地域では、五條市さん含めて、野迫川、天川、十津川村までの全部の地域から、この皆さんが、ここで健全化比率云々を言うつもりはございませんけれども、その分を負担をちゃんとできる用意はあると思いますんでね。医療機器の老朽化であるとかっていうこと、やっぱり人件費がどれだけかかってくるっていうこと、この辺のところはしっかり踏まえていただいて、予防的に先に声を出してあげていただくほうが動きやすいというふうに思いますので、今後ともこの経営体系を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はいませんか。

池田委員。

○池田委員

はい。失礼いたします。この決算表ですね。監査の書類を読ませていただいて、11ページの剰余金16億、そして16ページの15億余し、よく頑張っていたという思いです。いろんな状況の中で、患者さんが増えれば増えるほど材料費が高くなります。そのような状況の中で、ここまでよく頑張っていたという思いですが、一つお尋ねしたいのが、21ページのキャッシュ・フロー計算書の中に、未収金の増減額があります。以前説明していただいたので、今月診療して、そして2か月後ぐらいに保険の収入が入るということは分かっているんです。それ以外に入院とか、外来に来られて、そのときの未収金もここに入っているんですね。一緒なんですよ。保険のお金は分からないと思うんですけど、ここに書いていただいているんですけども、その医療費の未収金を別に書いていただくことはできないですか。というのは、大体いくら分かりませんが、二、三百万あるとしましょう。督促状を出すなり、いろんな形で回収していただいていると思うんですけども、これが、1年ごとにどれぐらい増えているのか分かりません。ずっと繰越、繰越になってきて、5年ぐらいになれば、不納欠損になっているのか、しない、不納欠損にはできない状況ですけども、その金額がどれぐらい滞納というんですか、あるのか、書いていただけないかなと思ひまして。

○森川企業長

今ご指摘いただいた件でございます。未収金をできる限り少なく抑えるというのは病院経営上極めて重要なことでございます。そうしたときに、今こちらのほうにつけさせていただいている未収金というものの内訳というか、性格として、診療収入が入ってくるまでに一時的に当然発生する未収金というのと、患者さんに払ってもらわないといけない分がずっと払ってもらえていないという、ほんとうに真の意味での未収金というのが、ちょっと不分明になっているので、それを分けた、明らかにした上で、真に未収になっている分をちゃんと把握した上で、それに対する対応を考えていくのが重要だというご指摘だと思うんですけど、それはもうまさにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、ちょっと具体的に、これが会計のルールでもって、作成されているものなので、どういう形でそれをお示しすることができるのかというのは、ちょっと研究させていただいて、どういう対応が会計のルール上も成り立つし、かつ見えるようになるには、どうしたらいいかというのをちょっと勉強させてもらいたいと思います。

○池田委員

分かりました。保険の何か月か後で入ってくる。2か月か、3か月かは分からないけど入ってくるというのは、これは未収金ですけども、それは決まった、法律で決まったことですけども、個人で滞納があつて、弁護士さんなり入れられて回収されていると思うんですけども、それがどれぐらい、微々たるものかも分かりません。今、企業長が言われたように考えていただいて、またしていただけたらありがたいと思います。

○銭谷委員長

はい。よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

認第1号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計決算について」原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

認第1号については原案どおり認定することに決しました。

(2) 議第5号 令和7年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第1号) について

○銭谷委員長

次に、議第5号「令和7年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第1号)について」理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

○河井副企業長

失礼いたします。

続きまして、14ページ、議案資料2をお願いいたします。

議第5号令和7年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案(第1号)についてご説明させていただきます。

枠の右側の「病院事業費用」で3億7,500万円の増額補正を予定しております。内容といたしましては、①令和6年人事院勧告(地域手当)対応のため、金額は給与費で7,500万円の増額となります。これは令和6年の国の人事院勧告で、地域の民間賃金に関する最新データの反映及び級地区分の見直し等により、地域手当の支給割合が見直しされました。企業団は地方公営企業法の全部適用であることをふまえ、経営状況及び構成市町村の動向を見ながら地域手当の支給について検討を進めてまいりました。令和6年度の決算状況は、先ほど説明させてもらったとおりであること、また各構成市町村の令和7年度の地域手当支給割合はいずれも2%以上であることから、令和7年4月より地域手当支給を支給しようとするものです。

②の高額医薬品等の増加による対応のため、金額は材料費で3億円の増額となります。昨年度より手術件数の対前年比17%の増加による診療材料費の増、また難病の薬品費の増によるものですが、この増額分は収益にも当然反映されます。

一方、枠の左側の「病院事業収益」の補正予算額は、同額の3億7,500万円の増額となります。

説明は以上です。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第5号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号「令和7年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第1号)について」
原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第5号については原案どおり可決することに決しました。

(3) 議第6号 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例について

○銭谷委員長

次に、議第6号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例について」理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

○河井副企業長

続きまして、15ページ、議案資料3をお願いいたします。

議第6号南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例についてでございます。

これは先ほどの補正予算時に説明させていただいた地域手当の支給に関する条例の改正
で、令和7年4月より地域手当支給対象外の職員も支給対象とするよう、今般の条例改正
を行うものです。

なお、地域手当の支給割合は職員給与規程で定めることになっており、医師及び歯科医

師以外の職員は2%と定める予定です。

なお令和8年度以降の地域手当は、引き続き企業団の経営状況を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第6号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第6号については原案どおり可決することに決しました。

(4) 議第7号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○銭谷委員長

次に、議第7号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

○河井副企業長

続きまして、16ページ、議案資料4をお願いいたします。

議第7号南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

国の特別職の給与改定等に基づき、令和7年2月の奈良県議会において、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の改正が行われました。当企業団においても奈良県における対応に準じ、企業長等の給与及び旅費に関する条例を改正しようとするものです。

改正項目は3点ございます。まず、1点目は、企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改定です。資料の2. 改正概要、①の記載のとおり、企業長及び副企業長の期末手当の支給割合を県に準じ、それぞれ0.05か月引き上げ、今回の引上げ分を3月分に充当します。

2点目、地域手当の支給です。構成市町村の状況等を考慮し、一般職員と同様に地域手当の支給を行います。現行の条例には、支給できる手当の中に地域手当の記載がないため、地域手当の支給が可能となるよう条例改正を行います。

3点目、企業長の給料月額の改正です。企業長の給料月額は、平成28年度の企業団設立時に行政職9級再任用職員の額を参考にして決定しています。その後、参考とした給料月額が官民格差の是正等により変更されております。これまでは差額が些少で改定を見送ってきましたが、今般、給料月額の改定を行います。

なお、施行期日については、期末手当改定は、今年度施行分と令和8年4月施行の2回に分けています。地域手当の支給は、令和7年4月1日より適用いたします。企業長の給料月額改定は、公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第7号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ありませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りします。

議第7号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第7号については原案どおり可決することに決しました。

(5) 報第1号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について

○銭谷委員長

次に、報第1号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告について」理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

○河井副企業長

続きまして、17ページ、議案資料5をお願いいたします。

報第1号令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

決算に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の定めによる資金不足比率について報告いたします。その下の算定式に当てはめると、1.の流動負債の執行に対し、4.の流動資産を財源として執行できるかどうかということでございます。

結果、当企業団におきましては、「資金不足額」はマイナス27億3,556万3,000円になります。この額がマイナスであることから、右側の「算定結果」は資金不足なしということでございますので、資金不足比率のところはハイフンになっており、資金不足なしとなります。

なお、これにつきましては、A4判縦の南和広域医療企業団議会提出議案の冊子69ページにも監査資料の報告書と意見を添付しております。

説明は以上です。

○銭谷委員長

ご苦労さまでした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

報第1号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

報第1号は先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けましたことにより、報告受理といたします。

◎2. 報告事項について

- (1) オンライン診療を希望されるすべてのへき地診療所に
- (2) シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について
- (3) 企業団寄附制度の創設について
- (4) 電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスについて
- (5) 自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞について

○銭谷委員長

続いて次第の2、報告事項について、「(1) オンライン診療を希望されるすべてのへき地診療所に」、「(2) シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について」、「(3) 企業団寄附制度の創設について」、「(4) 電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスについて」、「(5) 自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞について」一括して理事者より説明を願います。

河井副企業長。

○河井副企業長

それでは、青色の資料、議案補足説明資料にて説明させていただきます。

1ページをお願いします。

「オンライン診療を希望されるすべてのへき地診療所に」というタイトルの資料について説明いたします。

本年4月より下北山村さん、上北山村さん、黒滝村さんの3村とオンライン診療の運用を開始しておりますが、現時点で既にオンライン栄養指導がご好評をいただいております、また以前から懸案となっておりました、薬局から患者宅への薬の配送についても一定の目途がついてまいりました。オンライン診療は災害時に最も効果を発揮するのはもちろん、日常的に現行の診療体制を基本としながら、その上乘せとして診療機能の強化に活用でき、さらに将来的にも様々な活用の可能性があることから、企業団では、あくまで県において令和8年度以降予算化していただくことが前提になりますが、補助率10分10の「へき

地医療拠点病院運営費補助金」を活用して、新たに南和広域企業団が一括契約して、導入を希望される診療所に無償貸与という形で配置させていただきたいと考えております。保守につきましても当該リースに加える形で企業団が一括契約いたします。その結果、診療所設置市村様に費用面の負担をいただくことなく、南和地区の全ての診療所に拡大できればと考えています。

なお、導入を想定しておりますシステムはLTE回線という携帯電話の回線を使用し、あわせて既存のインターネット回線をバックアップとして使用することで、回線を複層化し、例えば、災害時にも一方が切断しても、もう一方の回線を使用できるなど、現行よりも格段に強いシステムとなると考えております。現在3村とのオンライン診療で使用しております診療所電子カルテの遠隔操作ソフトにつきましても、オンライン診療に必要不可欠でありますことから企業団で一括契約し、各診療所電子カルテに導入させていただきたいと考えております。

なお、資料の右下でございますが、将来的にはこのオンライン診療の機器を活用して、認知症外来やリウマチ外来、皮膚科外来などの専門診療の一部をへき地診療所に対してオンラインで行い、へき地に暮らす住民の皆様方の通院負担を軽減するなどといったことも可能になると考えており、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在、医療機器メーカーや自動車メーカーなどで、オンライン診療に係る様々な専門的な機器も開発が進められていると伺っており、今後技術革新が進むことで、専門的な診療機器を搭載した車両で診療拠点を巡回する「巡回診療」や、現在は実験段階で実用にはまだまだ時間がかかると思いますが、ドローンによる薬の配送など、あらゆる技術革新が期待されており、将来の活用が望まれていると考えています。

企業団といたしましては、令和8年度導入に向け、今年度中に各市村の連絡担当者を通じて導入の希望を伺わせていただきたいと考えております。

(2) シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について

○河井副企業長

続きまして、2ページをお願いします。

シンプル脳ドックの実施状況及び来年度の実施について説明させていただきます。

まず、資料の右側、予約受付の開始から終了までの流れをご覧ください。今年度シンプル脳ドックにつきまして、本年5月1日に予約受付を開始させていただきましたが、想定

を大きく超える数の電話が殺到し、5月8日に受付を終了いたしました。最終的な市町村別受付人数は、資料左端の表のとおりでございます。

また、右下の表にお示しさせていただいておりますが、8月31日までに180名の方に検査を受けていただいております。受診された方のうち経過観察が23名、要治療・要精査が18名という結果が出ております。結果的に1割の方が要治療・要精査となっており、その後の受診につながっている点からも、住民の皆様の健康寿命の延伸に効果を発揮できるものと考えております。

以上のことから、企業団といたしましても、来年度も引き続き構成団体市町村様の協力のもと、本年度と同様に当該事業を実施させていただきたいと考えております。

また、本年度いくつかの改善すべき点が生じたことから、改めて構成団体の担当者との意見交換を行い来年度のより円滑な実施を目指したいと考えております。

(3) 企業団寄附制度の創設について

○河井副企業長

3ページをお願いします。

企業団寄附制度の創設についてご説明させていただきます。

「目的」としましては、企業団の将来にわたる設備更新等に係る財源を確保し、南和地域の医療の充実、安全・安心な医療の提供に資するため、企業団寄附制度を創設するものです。受け入れる寄附は、金品・物品を予定しており、使用用途は幅広く、診療環境の整備や医療機器の整備、医療者の研究・研修環境の整備を考えております。一番下の税法上の優遇措置についても周知を行ってまいりたいと考えております。

(4) 電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスについて

○河井副企業長

続きまして、4ページをお願いします。

昨年度も本委員会にて取り組みを説明させていただいている、電子処方箋と電子カルテ情報共有サービスの進捗状況について報告させていただきます。

ページの左側をご覧ください。

電子処方箋の導入は、国において昨年度末が導入目標となっておりますが、運用にあたり必要となるHPKIカード（医師の資格証）が、半導体不足等の全国的な影響を受け、

現時点では未到着となっています。システムの開発・導入を完了していますので、各医師へのカードが届き次第、運用開始へと進めてまいりたいと考えております。

ページの右側をご覧ください。

電子カルテ情報共有サービスは、全国で10地域がモデル地域として指定されています。当企業団の3病院は、南和病院さんと秋津鴻池病院さんとともに5病院で一つのエリアとして認定されました。現在9割のシステムの検証が完了し、10月末の運用開始に向けての準備を進めております。電子カルテ情報を共有する医療機関等は、蓄積されている患者情報等を閲覧することができ、他の医療機関からの紹介で来院されても、既往症や過去の診療内容、投薬情報などを把握できるため、その患者さんに適時適切な診療を提供することができます。

(5) 自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞について

○河井副企業長

最後に5ページをお願いします。

自治体立優良病院総務大臣表彰についてご報告させていただきます。

構成団体の各市町村様には、既に文書にてお知らせさせていただいておりますが、令和7年6月12日、南奈良総合医療センターが自治体立優良病院総務大臣表彰を受賞いたしました。この表彰は前年度に自治体立優良病院表彰を受賞した病院の中から、引き続き経営の健全性が確保されている病院に対して贈られるものです。今年度は資料中段の表のとおり、全国で南奈良を含む3病院が総務大臣表彰を受賞することとなりました。南奈良総合医療センターが受賞にあたり評価していただいたポイントとしては、資料下段に記載させていただいているとおり「断らない救急」や「面倒見のいい病院」、「へき地支援ナース」や「オンライン診療」などの取り組みにより地域医療に貢献をし、かつ経営努力により令和元年度以降黒字経営を行っていることが評価され実現したものでございます。構成団体様の日頃からの支援に感謝申し上げます。

南奈良総合医療センターでは、今回評価いただいた取り組みを今後もさらに推進し、南和地域におけるあらゆる意味での拠点病院として地域に貢献してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○銭谷委員長

ただいま理事者側からの説明がありました5件に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

脇坂委員。

○脇坂委員

すいません、2ページの脳ドックの件についてちょっとお聞きしたいんですが。黒滝村だけゼロになっております。何も希望者がいないわけではございません。電話をしたら、もう満杯で受け付けてもらえなかったというようなことを私のところに言ってきた人もいます。これを見せてもらったなら500人程度を受け付けるというふうに書いてますが、受付人数が482人だったというようなこの経緯をちょっと教えていただけますか。

○銭谷委員長

河井副企業長。

○河井副企業長

委員からご質問ありましたとおり、資料右側の予約受付開始から終了までの流れの中で、構成団体の皆さんと、この制度設計したときにいろいろ意見が出て、結果的に今年度こういう形でやらせてもらったんですけれども、正直なところ人気がこれほど爆発しているとは予想できませんでした。そこは完全に読み違えました。いざ5月1日に蓋を開けてみたら、電話が殺到しまして、その方がどこの市町村に住んでいて、どの日に脳ドックされますかというやり取りもすることができなくて、電話番号だけ聞いて「折り返し電話します」というのが精いっぱい対応になりました。そうして数を数えていくと、結果的に5月7日、8日で500を過ぎてしまのではないかとこのころで受付を終了させていただきました。結果的には、500よりまだちょっと枠あるんじゃないかというようなご心配だと思えるんですけれども、1日単位で、このときで切らないと、もうその次になったら、もう550、560になって、受け付けできなかったということにもなるんじゃないかなということで、一応近い形で500以内で止めさせていただいたというのが経緯です。

ただ、いずれにしても今年度の受付の方法について、ちょっとこれは修正しないとイケないということで、各構成団体の担当者の皆さんとも、問題としては共有していますので、来年度のやり方については、また相談しながら進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○銭谷委員長

脇坂委員。

○脇坂委員

私が思いますのは、この500人程度、それでこれ予約制ですから、この日都合の悪い人も出てくると思います。だから、程度なんやから少しオーバーして受けといて、それで500人近くになったらそれでええんかなと思いますので、500やからといって打ち切る必要はないと思うんですが、その点はどう思いますか。

○河井副企業長

委員のご心配全くそのとおりだと思いますけれども、そのときの電話の殺到具合でいくと、そういった部分でお互い市町村と連絡を取りながら、500人という設定も毎週土曜日の約50週の1日10件ぐらいという形でやらせてもらっているんですけども、若干そういうところがあって、もうちょっと柔軟にできるという考えもあったかもしれませんが、一応そういう形でお約束させてもらっていたことで、確かにもうちょっとギリギリまで頑張るというやり方もあったかもしれませんが、結果的にこのようにさせていただきました。来年度は各市町村の方からも聞かせてもらっているとおり、各市町村の予算額、何人枠ということも踏まえながら、まさにいろんなことを工夫していけたらと考えております。

○脇坂委員

はい。すいません。

○銭谷委員長

脇坂委員。

○脇坂委員

何回も申し訳ございません。売上、売上というて言うてはりますわね、いろいろ。全体的に上げていかないかと。この実施のときも、これでだいぶ補填できるというような説明もございました。それならもう少しですよ、言葉悪いかもしらんけど、商売気を出してもう少し、こんなん民間やったらもっと受けますよ。こんな人気あるんやったらね。その辺ももっと、もう少し考えていただいたらどうかなと思います。

以上です。

○銭谷委員長

池田委員。

○池田委員

この件ですけれども、例えば、私は大淀町ですけれども、人口はそれぞれ違います。だ

から、例えば、五條が20人、大淀が15人とか枠を決めていただけたら、皆さん何人かでもそこから。1日で150名の受付があったというのを聞いて私もびっくりしたんです。私も受付はできなかつたんですけれども。だから、今度どこの市町村も受ける、受けない、何人か分かりませんが、皆さんが市町村少しずつでも要望があって受けられるように枠何人という。だから、今年度で終わり、来年度で終わりではなしに、皆さん受けたいという要望があれば、市町村は皆、負担は断らないと思います。ありがたいなと思っているのは、土曜日、皆さん仕事以外にさせていただいている、受け付けていただいているというのはありがたいという思いで、受けられた人はものすごく感謝しておられました。「ちょっと何かあって治療してもらって、もう安心です。」というようなお話も聞かせていただいたので。今、黒滝さんのほうからも要望者があって受けられないという、それが何人かは分かりませんが、枠組みを決めていただけたらありがたいな。今年初めてだったので、どれくらい来る、受付に何人くるかというのは分からなかったから、殺到したのは大変だったと思うんですけれども、できたら少しずつ皆さんが受けられるような枠組みをつくっていただけたらありがたいと思いますので、お願いします。

○銭谷委員長

はい。ほかにありませんか。

丸井委員。

○丸井委員

はい。東吉野の丸井でございます。1点お尋ねをしたいと思うんです。オンライン診療の希望ということで、非常に進んでおると思うんですが、これ診療所が対応ですね。ところが残念ながら、我が東吉野には診療所がないわけなんです。そんなところでこういうオンライン診療、この適用を受けることができないわけなんです。なぜないかという民間の診療所というんですか、病院が2件ございますので、東吉野の場合は診療所が昔はあったんですが、今もう現在設置できないというところから、いろんな部分のこの南奈良との対応については本当に対応できてない、できないというところが出てきているんですが、これ何とか一般の病院も含めて、診療所のある地域につきましては、確かに診療所でそうやってオンライン診療等もできると思うんですが、我が東吉野につきましては、何とか二つの診療所、これは東吉野の理事者とも話をさせていただいて、また診療所というのか、病院開業医のお医者さんとも話をさせていただいて、何とかこういうオンライン診療の対応ができるようにできないものでしょうかね。

○銭谷委員長

安満事務局次長。

○安満事務局次長

はい。ご質問ありがとうございます。現在、確かに委員おっしゃるように、この事業につきましてもは公立のへき地診療所を対象としてさせていただいております。現在オンライン診療は、へき地や高齢者の方などに限り通常診療の補完として推奨されています。なかなかちょっと現時点で対象とするのは、難しいかも分かりませんが、今後また、例えば、東吉野の開業医の先生方から、こういうような形でうちもやってほしいとかいうようなご意見がございましたら、県などを通じて、こういうご要望がございますということでお届けさせていただくことはできると思いますので、よろしく願いいたします。

○銭谷委員長

丸井委員。

○丸井委員

はい。東吉野のいわば病院、開業医からそういう要望があればということでございますが、いろいろ患者さんと、またお医者さんの話を聞くことによりますと、この我々の東吉野の病院、開業医さんから全て自分でできない部分については、診察、診療ができない部分については、南奈良のほうに依頼をして、そして救急対応もしていただいていると思うので、そんな点、非常にありがたいなと思うんですがね。診療所から要望があればということではなくて、いわば断らない病院ということで、東吉野も決して南奈良に対しては、へき地に該当するほどの距離じゃないかなと思います。だから、その辺のところを考慮していただいて、その話の中に一つ入れていただけるように声かけをしていただくことはできないですか。こちらの南奈良のほうからは。

○銭谷委員長

安満次長。

○安満事務局次長

大変失礼いたします。なかなか民間の開業医の先生に、例えば、この診療報酬の問題であるとか、そこで働いておられる方の給与の部分どうするかとか、そういったようなものもやはり密接に関わってまいります。診療報酬はどこに入るのかというようなこともあるので、今、企業団のほうでやらせていただいております、このオンライン診療につきましてもは、診療報酬は診療所の診療報酬としていただく代わりに、医師の人件費につきましてもは、

時間あたり5,000円という形でいただくような形を取ってございます。そのような、すり合わせ等もございますので、なかなか民間の開業医の先生とちょっとこういうような形でやっていくのは、なかなかいろいろ障害もございます。また制度面であるとか、また医師会さんとの関係もございますので、これにつきましては、なかなか難しいかとは思いますが、もっと大きい枠組みの中でそのようなお声があるということは、またお伝えさせていただくことはできると思いますので、よろしく願いいたします。

○銭谷委員長

丸井委員。

○丸井委員

はい。今お答えいただきました。やむを得ないと思います。私もそのように理解はしております。できるだけ、そのような仲間に入っていけるような状況の一つ何とか考えていただけたらと思いますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○銭谷委員長

はい。ほかにありませんか。

千葉委員。

○千葉委員

あんまり時間取らないように言いますね。

実は先ほど、この表彰されたということを伺いましたが、同じように県民だよりというのが回ってきたその中には、この病院の副院長さんがということで、中川さんという方の顔写真入りで出てるんだけど、今日は紹介していただけるのかなと思ってたんですが、それはなかったようなので、どうなのかなと。

○岡議会事務局長

すいません。今、千葉委員のほうから言われた件ですが、「はびねすだより」の中に、10月に赴任しました副院長の中川という形で紹介させていただいております。この企業団の議会の出席要件のところには該当しませんので、今日は特にそのような紹介というところはありません。ご理解いただきたいと思います。よろしく願いします。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○千葉委員

いいよ、いいよ。また、出会いに行くわ。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

ちょっと私からいいですか。

○岡議会事務局長

どうぞ。はい。

○銭谷委員長

先ほどの脳ドックのほうに戻るんですが、脇坂委員、池田委員のおっしゃっていたように、自治体で、この大淀町は何人、黒滝は何人と、自治体で500人をめどにして枠を作ってあげてくれて、南奈良に直接電話したら多分電話が混んでしまうと思うんです。自治体で何人枠と決めていただいたら、自治体で受け付けて、それをまとめて南奈良に自治体から報告するというような一つの方法もあるんじゃないかなと思うんです。そこで自治体で割当て人数に満たなかったら、余った人数をオーバーした自治体にウェイティングとして上げていくという方法も一つの案じゃないかなと思うんですけれども、それを管理者会議とか、現場サイドのほうで、また来年度のやり方として決めていただいたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

安満次長。

○安満事務局次長

ありがとうございます。ちょうどこの議会でご報告をさせていただいた後に、各市町村の担当者様に集まっておいて、来年度のやり方についてご相談をさせていただきたいというふうに予定をしておりますので、本日いただきましたご意見、たくさん貴重なご意見をいただいておりますので、そちらのほうにお諮りをさせていただいて、できる限り今おっしゃっていただいたような形で進められるようにさせていただきたいというふうに考えます。

○銭谷委員長

はい。よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

◎ 3. その他

○銭谷委員長

ないようですので、続きまして、次第の3、その他といたしまして、この機会に何かございましたら、発言する委員は挙手をお願いします。

松本委員。

○松本委員

はい。川上村の松本です。日頃は村の診療所に対して、医師の派遣等で格別なご配慮をいただきましてありがとうございます。このたび診療所の医師が体調不良でちょっと診療所を辞めることになったので、今現在もここからも医師の派遣してもらってるんですけど、火曜日はもう医師がどうしても誰もいない状態になるので休診ということで、今休んでるんですね。今の医師に代わる医師が見つかるように、何とかご配慮いただけないかと思って、どうでしょう、その辺は。

○銭谷委員長

安満次長。

○安満事務局次長

はい。ご質問ありがとうございます。今、川上村の先生が体調を崩されてお休みされているということで、当院から週に3日代診医派遣をさせていただいており、来年度についても奈良県のほうに医師の派遣要請を出していただくというふうに伺っております。そのようなことも含めて、できる限りご希望に添うように努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本委員

よろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

よろしいですか。

○松本委員

はい。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、理事者側からは何かありませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

以上をもちまして本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

◎閉会中の継続審査事項申出

○銭谷委員長

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について議長に申し入れたいと思います。

その理由としては、前回と同様に業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

次に、本会議において当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査を受け、経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。

議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面はご容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたこと、感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和7年10月31日

委員長 銭 谷 春 樹

署名委員 山 本 義 史

署名委員 脇 坂 博